

令和6年度 子ども政策室 経営方針

令和6年4月
子ども政策監 横山 尚子

1 部・室の基本方針

(1) 部の組織目標	(2) 「まちづくり構想 福知山」で掲げる政策・施策の実現、及び行政改革大綱 2022-2026 の取組推進に向けた部内の運営方針
<p>○「まちづくり構想 福知山」 (基本政策3) 市民一人ひとりが、お互いを尊重しながら、共に育み、共に育つまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策目標3-2 すべての子どもが大切にされる地域づくり ・政策目標3-3 安心して出産、子育てできる環境の充実 <p>○「行政改革大綱 2022-2026」 時代の変化を機敏に捉えた、生産性の高い行政経営の確立</p>	<p>○「まちづくり構想 福知山」 (基本政策3) 市民一人ひとりが、お互いを尊重しながら、共に育み、共に育つまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策目標3-2 すべての子どもが大切にされる地域づくり 課題を抱える子どもへの支援の充実や、地域全体で子どもを見守り、子育てを支える機運の醸成を図る。 ・政策目標3-3 安心して出産、子育てできる環境の充実 妊産婦やその家族の心身の不調に対する適切な支援、育てにくさを感じている保護者の相談対応に努めるとともに、保育園等の受け皿整備により、安心して出産、子育てができる環境の充実を図る。 <p>○「行政改革大綱 2022-2026」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPOや企業等との連携協定の促進、市民の意見聴取方法の拡充、業務フローの見直し及び標準化、行政手続のオンライン化の推進、OJTに重心をおいた職員育成、部長マネジメントの機能化と管理監督職のマネジメント力の向上

2 令和6年度の重点目標

No	重点目標	現状認識（重点目標の背景にある現状と課題、社会の動向など）	取組内容及び成果目標	達成状況（年度末評価）	達成度
1	「福知山市型多様な学びアクションプラン」による多様な学びの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度の不登校児童生徒（年間30日以上欠席した者。病気や経済的理由は除く。）は、151名（小学生47名、中学生104名）となっている。 ・令和3年度から、不登校支援連携チームによる子どもや保護者への相談対応、寄り添い支援を学校と連携しながら実施中。 ・令和5年度から、学校に行けない・行きにくい子どもたちが、自分らしさを大切に、自立に向けた活動が出来る多様な学びの場 SIRO らぼを開設。 	<p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SIRO らぼでのいつでも気軽に利用できるスペースの新設と専門的視点で子どもに関わる人材の確保 ・こどもの活動の機会確保のための市内事業所や地域とのネットワークの構築 ・語らいらぼ等による保護者への寄り添い支援及び保護者間交流の充実 ・就学前の発達課題の早期対応・早期連携の充実・強化（京都教育大との連携等） <p>【成果目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関の相談・支援につながった割合 80% 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年5月に多様な学びの場「SIRO らぼ」を設置した後、令和6年に更に「SIRO らぼ+（プラス）」を設置して、子ども一人ひとりに寄り添う場を広げ、子どもたちの自己実現等のための活動を行った。（SIRO らぼ：令和7年2月末、実30人、延745人）（SIRO らぼ+：令和7年2月末、実20人、延315人） 	B

				<ul style="list-style-type: none"> ・休日個別相談会や「語らいらぼ」の実施による保護者への寄り添い支援及び保護者間交流会を行った。 ・令和7年度は個別対応が可能な場所へ移転して、更に機能充実を図る。 	
2	待機児童・保留児童対策と保育人材確保	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年4月1日時点での保留者は154名であり、そのうち8名が本市で初めての待機児童となった。特に0～2歳児の保育ニーズが高い。 ・民間・公立園ともに保育人材不足であり、待機・保留児童増加の要因となっている。 ・保留児童の解消のため、令和3年10月から、保育人材確保対策を実施中。 	<p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・潜在保育士の再就職支援を拡充 ・昭和幼稚園での2歳児預かりの継続 ・民間小規模保育所の開設支援 ・令和4年度から拡充した保育人材確保策の活用に向けたさらなる周知 <p>【成果目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・待機児童0（保留児童の減少） ・保育人材確保策の活用による保育人材の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年4月1日現在で保留児童127人、うち3人が待機児童となった。 ・令和5年5月から昭和幼稚園での2歳児預かりを開始し、令和6年は11人を受け入れた。 ・令和6年6月民間小規模保育所1園が開設 ・令和7年度は保育人材確保策をさらに拡充 	C
3	「第2期子ども・子育て支援事業計画」（子どもの貧困含む）に基づいた施策の推進及び次期計画策定	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2期子ども・子育て支援事業計画」（子どもの貧困含む）が令和6年度で終了することから、現計画の評価と次期計画策定に向けた検討が必要。 	<p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現計画の達成状況の確認及び見直し ・子ども・子育て会議における次期計画策定に向けた審議（子育て支援施策及び事業の方向性、目標等） <p>【成果目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次期計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期計画策定のため、子ども・子育て会議を年4回実施し、「第3期子ども・子育て支援事業計画」策定。 ・令和7年度は、第3期計画を補完する「こども計画」を策定。 	B
4	「こども家庭センター」設置に向けた準備及び妊娠・出産・子育てへの計画的な支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・改正児童福祉法の令和6年4月施行に伴い、支援を要する妊産婦を対象としたサポートプランの作成が必要。 ・令和7年4月からの「こども家庭センター」設置に向けた体制等の準備が必要。 	<p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サポートプラン作成による支援者の課題や支援内容の明確化 ・「こども家庭センター」設置に向けた現在の拠点・包括支援センターの機能・体制の見直し <p>【成果目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年4月「こども家庭センター」設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年4月「こども家庭センター」設置に向けた体制の準備を実施。 ・サポートプランは令和6年度から実施を開始。 ・令和7年度は、「こども家庭センター」設置を掲げて、更に妊娠・出産・子育てへの支援を進める。 	B
5	「市立保育園・幼稚園等整備計画」の策定及び推進	<ul style="list-style-type: none"> ・少子化を見据え、公立保育園の統合・民営化、幼稚園の認定こども園化・統合の検討が必要。 	<p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「市立保育園・幼稚園等整備計画」の策定 ・計画に基づく関係者説明・協議 <p>【成果目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の策定及び年次計画に基づく事業の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・「市立保育園・幼稚園等整備計画」については、関係者への説明において協議継続を要する事項があり、計画策定には至らなかった。 	D

				・令和7年度は、計画策定を完了するため、関係者への協議を継続して、整備を進める。	
6	人権保育基本方針に基づく実践的取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの人権を尊重し、子ども自身の人権意識を育てる保育を推進するため、令和5年度に「市人権保育基本方針」を策定。 ・基本方針に基づく人権保育の実践的な取組みが必要。 	【取組内容】 ・「市人権保育基本方針」周知のための講演会の実施 ・基本方針を活用した保育施設等での研修等の実施 【成果目標】 ・講演会による基本方針についての周知及び各園における人権保育の実践	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン研修により人権保育基本方針の周知 ・オンライン講座による人権保育基本方針の周知 ・人権解放保育研究集会において人権保育基本方針の特別報告を実施 ・令和7年度は、人権保育基本方針に基づく実践的取り組みを更に進める。 	B

【達成度】

区分	達成の度合	定量的な判断基準	定性的な判断基準
A	目標を著しく上回る成果をもって達成	達成水準に対して 150%以上の成果	期待を大幅に上回る成果
B	目標を上回る達成	達成水準に対して 110%以上の成果	期待以上の成果を挙げた
C	目標通りに達成	達成水準通り（100%）の成果	ほぼ期待通りの成果を挙げた
D	目標を未達成	達成水準に対して 100%未満 複数の成果目標に対して一部未達成	期待通りの成果に至らなかった
E	目標を著しく未達成	達成水準に対して 50%未満	期待を大幅に下回る結果

3 所管部署が関与する庁内推進組織

推進組織の名称	役割等	所管事項（概要）	令和5年度取組内容	進捗状況（事務局課のみ記載）